

# 秩父別町定住促進賃貸住宅建設事業補助金

## 平成30年度募集要領

秩父別町

# 目 次

## ■平成30年度募集要領

○事業の概要	1
○補助事業の内容	1
○応募手続き	2
○事業計画の審査・認定	3
○事業計画認定後について	3

## ■事業計画認定申請様式

○事業計画認定申請書（別記第1号様式）	5
○事業計画書（別紙1）	6
○事業予算書（別紙2）	9
○事業収支計画書（別紙3）	10
○町有地借用願	11

## ■関係要綱

○補助金交付要綱	12
----------	----

## 「秩父別町定住促進賃貸住宅建設事業補助金」

### 平成30年度募集要領

#### ○ 事業の概要

##### 1 事業の目的

秩父別町へ移住定住を促すため、町内に賃貸住宅を建設する事業者に対して助成措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の建設を促進し、人口の増加と住環境の向上を図ることを目的としています。

##### 2 事業内容

賃貸住宅を建設する事業者に対して、建設費の一部を補助します。

#### 【募集内容】

補助を受け建設を希望される方は、まず事業計画の認定を受ける必要があります。平成30年度の補助対象となる事業を募集します。

- (1) 募集事業数 1件
- (2) 住宅の種類 2人以上の世帯住宅
- (3) 募集棟数棟 1棟6戸以内
- (4) 事業期間 平成30年度内に事業を完了すること。

#### ○ 補助事業の内容

##### 1 対象者

- (1) 秩父別町に前条の賃貸住宅を新築する者で、町内に住所を有する個人及び町内に所在し町の法人台帳に登録されている法人
- (2) 民有地に定住促進賃貸住宅を建設する場合、土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権等を有すること
- (3) 町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (5) 事業計画の認定を受けたもの

##### 2 対象となる住宅

- (1) 建設する住宅の条件
  - ① 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
  - ② 各戸に上下水道、玄関、便所、浴室、台所が設置されているもの
  - ③ 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の車庫又は駐車場が確保されているもの
  - ④ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合しているもの
  - ⑤ 次に掲げる建築物でないもの
    - ア 組立式仮設住宅
    - イ 事業者がその従業員のための宿舎に供する目的で建築するもの
    - ウ 公共事業により補償を受けて新築するもの
    - エ 販売を目的とする住宅、専ら宗教活動若しくは政治活動の用に供する建物又は公益を害するおそれのある建物
  - ⑥ 住宅の1戸あたり専用面積

ア 2人世帯用（2LDK、2DK） 55㎡以上

⑦ 住宅及び駐車場の除雪に係る堆積場所を確保するなど除雪体制が整っていること

(2) 賃貸住宅運営に係る制限

① 事業計画の認定から30年間、事業計画に沿った賃貸住宅として運営すること

② 個人が建設する場合は、当該個人又は当該個人の3親等内以内の親族、法人の場合は、当該法人の役員及び当該役員の3親等以内の親族が入居するものでないこと

### 3 補助内容

(1) 補助対象経費

住宅の建設工事に要する費用（本工事費、附帯工事費、機械機器費、外構工事費、土地造成費、測量及び試験費、設計管理費等）

※ 土地の取得及び賃貸に係る費用、既存建物の解体撤去費用、租税公課、住宅性能評価、登記、及び各種手続手数料等の事務費は対象外です。

(2) 補助率

対象経費の2分の1以内（千円未満端数切捨て）で、補助金額の上限額は次のとおりとする。

① 2人以上世帯用 1戸当たり400万円

## ○ 応募手続き

1 応募方法

応募者は、事業計画認定申請に係る書類を提出してください。

2 受付期間

平成30年 4月 2日（月）から平成30年4月27日（金）までの土曜日、休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで

3 提出書類

- (1) 秩父別町定住促進賃貸住宅建設事業計画認定申請書（別記第1号様式） 1部
- (2) 事業計画書等（別紙1～3） 正本1部、写8部
- (3) 建設に係る設計図書一式及び当該住宅に係る見積書 正本1部、写し8部
- (4) 地番図、位置図 正本1部、写し8部
- (5) 個人の場合は、所得証明書及び納税証明書 1部
- (6) 法人の場合は、最近2期の決算書類、定款及び会社登記事項証明書 1部
- (7) 土地の法務局公図の写し（町有地の場合は提出不要） 1部
- (8) 土地の借用契約書の写し（町有地の場合は提出不要） 1部
- (9) 町有地借用願（事業予定地が町有地の場合） 1部

4 提出方法

秩父別町企画課企画グループに持参してください。

郵送、ファックス、電子メール等での提出は認めません。

なお、提出の際は、事前に秩父別町企画課（電話33-2111）へ御連絡ください。

5 留意事項

- (1) 提出期限後の書類の修正、変更は認めません。ただし、本町から修正を求めた場合はこの限りではありません。
- (2) 応募書類に係る費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 提出された応募に関する全ての書類は、返却しません。

6 提出先

秩父別町企画課企画グループ

○ 事業計画の審査・認定

1 審査・認定方法

事業計画書の審査、評価及び選定を行うため、秩父別町定住促進賃貸住宅建設事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、書類による審査等を行います。その結果をふまえて、町が認定・不認定を決定します。

2 実施方法

(1) 基礎審査

資格要件や事業計画の要件が要綱等に適合しているかを審査します。適合しない場合は事業計画評価を行いません。

(2) 事業計画評価

基礎審査に適合した事業計画について、別に定める評価基準に基づき、事業のコンセプト、立地、住宅設計、事業の健全性等の観点から審査及び評価を行います。

審査会各委員の評価点の合計を加算し、最も合計点の高いものを選定します。ただし、平均点が基準点を下回る場合は選定しません。

なお、合計点が同点となる場合は、審査会の合議により決定します。

3 認定結果の通知

認定結果は、応募者に郵送で通知します。

4 認定結果の公表

応募の状況、認定された事業者名については、ホームページで公表します。

5 審査結果について

各応募者は、当該応募者の事業計画に関する審査結果について、次のとおり書面（様式は任意）により町長に説明を求めることができます。

(1) 提出期間

3の通知があった日から7日後の（当該日が土曜日、休日の場合はその翌日）の午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参または一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。

(3) 提出先

秩父別町企画課企画グループ

○ 事業計画認定後について

1 事業計画の変更について

認定後の事業計画の変更は、事業計画変更申請手続きが必要です。

2 工事着手届について

事業計画の認定を受けた場合は、6ヶ月以内に工事に着手し工事着手届けを提出して下さい。

4 工事完成届

賃貸住宅の工事が完了したときは、速やかに工事完成届を提出して下さい。

5 補助金交付申請

工事完成検査後、町が指示する期日までに補助金交付金申請を行ってください。

○ お問い合わせ先

秩父別町企画課企画グループ

住所 秩父別町4101番地

電話 0164-33-2111 FAX 0164-33-3466

e-mail:kikakuka@chippubetsu.jp

【関係要綱】

- ・ 秩父別町定住促進賃貸住宅建設事業補助金交付要綱